

特定非営利活動法人富士山の森を守るホシガラスの会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山の森を守るホシガラスの会という。
また、略称をNPO 法人ホシガラスの会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県御殿場市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、荒廃した富士山の人工林を落葉広葉樹が主体の混交林に復元し、富士山本来の生物多様性と水源涵養力を取り戻すことを目指す。また、地域の民間団体や行政機関と連携しながら、富士山の自然環境を活かした環境教育の普及に取り組み、将来世代にわたって全ての人が、富士山の豊かな自然に秩序を保ちながら親しむことができる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富士山に残されている天然林を保全、活用する事業
- (2) 富士山の森林で過去に失われた生物多様性を復元し、水源涵養力を保全するための事業
- (3) 地域の環境教育に富士山の自然環境を活用する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有する。
- (2) 一般会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しない。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が第9条により会員資格を喪失した場合、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員等

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上 10人以内
 - (2) 監 事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の定数の3分の2以上及び監事は、個人の正会員の中から選任するものとする。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した

順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠選任又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 理事長は、顧問及び相談役に対し、この法人の運営その他重要事項について意見を求めることができる。

4 顧問及び相談役の任期は、役員の任期と同じとする。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者の数、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構 成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の決定並びに変更
- (4) 定款第 13 条第1項第1号の理事の選任数の決定
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 資産の管理
- (9) 暫定予算の管理
- (10) 予算の追加及び更正

(11) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第2項及び第 39 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算決議後に、やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目 的
- (2) 名 称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合 併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決された者に譲渡する。

(合 併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 横 山 澄 夫

副理事長 三 井 明

同 志 賀 亜 之

理 事 勝 又 幸 宣

同 渡 辺 速

同 堀 口 幸 男

同 根 上 博

同 菅 常 雄

監 事 山 本 章 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、平成 27 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 26 年3月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入 会 金

正 会 員 個人 一口 0 円 団体 一口 0 円

一般会員 個人 一口 0 円 団体 一口 0 円

(2) 年 会 費

正 会 員 個人 一口 3,000 円 団体 一口 10,000 円

一般会員 個人 一口 1,000 円 団体 一口 10,000 円